

# 仕 様 書

## 1 業務名

札幌市浸水ハザードマップ改訂業務

## 2 業務の目的

令和3年度の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定対象河川が拡大された。これにより、令和4年度中に札幌市内の48河川の洪水浸水想定区域が新たに指定される見込みである。

札幌市では、令和3年度に洪水浸水想定区域と雨水出水浸水想定区域を一体表示した「札幌市浸水ハザードマップ」（以下、浸水ハザードマップと呼ぶ）を作成し、令和4年3月に公表したが、水防法改正により新たに指定対象となった河川の洪水浸水想定区域は反映されていない。

このため、本業務は浸水ハザードマップの洪水浸水想定区域を、新たに指定対象となった河川を含む洪水浸水想定区域に変更するとともに、浸水ハザードマップ内の各種関連情報を変更し、浸水ハザードマップデータの改訂を行うものである。

## 3 業務の内容

別紙「業務内容」のとおり。

## 4 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、以下の書類を作成し、委託者に提出すること。

### (1) 着手時（各種2部）

- ア 業務着手届
- イ 主任技術者等指定通知書
- ウ 業務日程表

### (2) 完了時

- ア 業務完了届（2部）
- イ 成果品目録
- ウ 成果品（報告書等）（5 成果品を参照）

## 5 成果品

本業務に係る成果品は、次のとおりとする。詳細は業務着手後に担当職員と協議すること。

- (1) 業務報告書及び業務全般に使用した電子データ
- (2) 浸水ハザードマップ（行政区版）のイラストレータデータ（アウトライン化データ、編集用データの2種類）
- (3) 浸水ハザードマップ（連合町内会版）のMicrosoft PowerPoint データ

- (4) 浸水ハザードマップ（行政区版、連合町内会版）の PDF データ（ホームページ公開用、5MB 程度）
- (5) 業務内で作成・使用した洪水浸水想定区域や各種地理情報の GIS データ
- (6) その他、各種解析結果データ（浸水想定区域内の避難場所等のデータ）

## 6 業務の期間

業務の期間は、契約締結の日から令和 4 年 11 月 30 日までとする。

なお、浸水ハザードマップは令和 4 年度末までに印刷・全戸配布する予定である。このため、浸水ハザードマップ改訂版のデータは、令和 4 年 10 月 28 日までに完成するものとする。

## 7 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、自主的に社内検査を行い、品質の管理を行うこと。

## 8 業務の履行確認

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の成果品の修正を行わなければならない。

## 9 支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
  - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
  - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
  - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
  - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
  - オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (3) 秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。

イ 本市の情報を複写及び複製する場合には本市の許可を事前に得ること。

ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。

エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

(4) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。

(5) 成果品に関する権利は全て札幌市に帰属するものとする。また、他の者に著作権がある資料を用いる場合のほか、他の物が肖像権を有する写真を用いる場合は、書面にて関係者の了解を必ず得るものとする。

(6) 受託者は本業務の著作人格権を行使しないものとする。

(7) 著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、受託者は委託者または受託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(8) 当該業務の成果品について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(9) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(10) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。  
なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

## 業 務 内 容

### 1 計画準備

本業務の業務内容を把握し、業務遂行計画や人員配置等について検討を行い、業務計画書の作成を行う。

### 2 浸水ハザードマップの改訂に必要なデータ収集・整理

#### (1) 洪水浸水想定区域等

令和3年の水防法改正により、新たに洪水浸水想定区域の指定対象となる河川は、札幌市内の洪水予報河川及び水位周知河川（表2.1）以外の1級河川及び2級河川（48河川）である。業務実施に当り浸水ハザードマップを確認し、洪水浸水想定区域のGISデータのほか、改訂に必要なデータを収集・整理する。

なお、新たに指定対象となった河川を含む浸水ハザードマップ用の洪水浸水想定区域のGISデータは、委託者より提供する。その他必要なデータも委託者より提供する。

表 2.1 洪水予報河川、水位周知河川一覧

No.	河川名	管理	備 考	No.	河川名	管理	備 考
1	石狩川	国	洪水予報河川	8	豊平川上流	道	水位周知河川
2	豊平川	国	〃	9	野津幌川	道	〃
3	新川	道	〃	10	月寒川	道	〃
4	厚別川	道	水位周知河川	11	望月寒川	道	〃
5	中の川	道	〃	12	精進川	道	〃
6	琴似発寒川	道	〃	13	星置川	道	〃
7	琴似川	道	〃				

#### (2) 浸水ハザードマップデータ

浸水ハザードマップは、区単位に作成した「行政区版」と、連合町内会単位で作成した「連合町内会版」がある。本業務では両方を修正対象とする。行政区版と連合町内会版の両方のデータ内容等を確認する。

なお、浸水ハザードマップのデータは、行政区版はAdobe Illustrator、連合町内会版はMicrosoft PowerPointであり、委託者よりデータ提供する。

### 3 洪水浸水想定区域内の避難場所の検討

浸水ハザードマップには、指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）及び指定避難所（地域）を掲載している（避難地図中及び一覧表）。指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）については、一覧表に所在地とともに洪水の想定浸水深に応じた避難階を示している。新たに指定対象となった河川を含む洪水浸水想定区域内に位置する指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）及び指定避難所（地域）を調査し、指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）については、対象河川、想定浸水深、避難階を

整理する。なお、避難階については雨水出水の浸水想定深を考慮する。雨水出水浸水想定区域内の避難所は、令和3年度に下水道河川局において検討済である。

指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）及び指定避難所（地域）に関する情報は、委託者より提供する。

#### 4 浸水ハザードマップ（行政区版）のデータ修正

以下に示す事項について、浸水ハザードマップ（行政区版）のデータ修正を行う。

##### ①洪水浸水想定区域

- ・洪水浸水想定区域を、新たに指定対象となった河川を含む洪水浸水想定区域に変更する。
- ・洪水浸水想定区域の追加により、既存の浸水ハザードマップの図郭に洪水浸水想定区域が収まらない場合は、ページ数も勘案しながら図郭調整を行う。

##### ②避難所

- ・浸水ハザードマップに掲載している避難所は、令和3年9月時点のものであるため、それ以降に新規指定や廃止された避難所の情報を反映する（10箇所程度を想定）。
- ・地図上の避難場所マーク・避難場所名を修正し、避難場所一覧表の修正を行う。

##### ③ランドマーク

- ・浸水ハザードマップに掲載しているランドマークに変更がある場合は、変更を反映する。

##### ④各種情報

- ・マップ面や各種情報ページについて、必要な改訂を行う。

#### 5 浸水ハザードマップ（連合町内会版）のデータ修正

浸水ハザードマップは、地域防災力向上の観点から、地域の避難訓練等での利用を想定した連合町内会版を作成している（全107種、A3判片面）。浸水ハザードマップ（連合町内会版）のデータについても、新たに指定対象となった河川を含む洪水浸水想定区域への変更と、避難所の変更を行う。

#### 6 浸水ハザードマップ内の洪水避難地図における配色等の視認性確認

4及び5の洪水浸水想定区域の浸水深の配色は「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」に基づくものとするが、「広報に関する色のガイドライン（札幌市）」等を参考として人の色覚の多様性に配慮し、浸水深がより視認しやすいように確認を行う。

対象は各区版の広域図及び拡大図（全63ページ、A4判）とする。なお、確認にあたっては第三者機関による検証・評価を受けるものとし、第三者機関の検証・評価に供する地図は委託者との協議により定める。

## 7 打合せ及び協議等

業務内容や業務の進捗状況等について、随時札幌市に報告し、必要に応じて打合せを行う。

なお、打合せ回数は全5回（着手時1回、中間3回、成果品納入時1回）を想定している。

## 8 報告書作成

上記を取りまとめ、業務報告書を作成する。